

スレート板などの固い材料以外は、再生砕石製造工程で完全に粉碎されてしまうため、見つからないだけなのかもしれない。

■では、どうすべきか？

いま解体されようとしている30～50年前の建物は、そのほとんどが石綿含有建材を使用している。石綿障害予防規則は、石綿含有建材を特定し、飛散防止などの対策を義務付けている。それが守られていないことが、この問題の原因である。不適切な処理により石綿の循環を終わらせることができず、処理できるはずの石綿が再び身近に戻ってきており、それがすでに予想よりも広がっている現実がある。再生砕石中の石綿含有建材からの石綿の飛散とそのリスクは不明だが、解体現場などでの石綿取り扱い作業よりもかなり

低いことが予想される。しかし、リスクが低いから問題がないわけではない。

石綿の発がんリスクは閾値（これ以下ならば安全という濃度）がない。わずかでも石綿繊維を吸えば、それに応じてリスクが生じる。再生砕石の問題は、「濃い限定されたリスク」を「低い広範なリスク」に置き換えているとも見られる。いうまでもなく「低い広範なリスク」の方が、「濃い限定されたリスク」よりも対策が困難で、全国の再生砕石中の石綿含有建材の除去となると合理的な対策はほとんどない。やはり、建物にある段階で、石綿含有建材を特定し分別して解体廃棄しなければならず、それを保証するシステムが必要なのである。



（東京労働安全衛生センター
外山尚紀）

働く者の誇りが勝利した！

東京地裁●ホンダ羽根石綿労災裁判

2010年12月1日、東京地方裁判所民事第41部（松本光一郎裁判長）は、本田技研工業株式会社に対し、元従業員で整備工の羽根英成さんが中皮腫に罹患したのは、ホンダの子会社で稼働中にアスベストを吸引したことが原因であると認め、約5,400万円の損害賠償金を支払うよう命じました（現在、東京高等裁判所で控

訴審係属中）。

原告の羽根英成さんは、1968年から69年まで、自動車メーカーホンダが作った整備工場「ホンダSF中部」名古屋北工場で自動車整備工として働いていました。羽根さんの仕事は、自動車の点検・整備で、毎日3～4台の車のタイヤを外し、ブレーキドラムに溜まった摩擦カスをエアガンで

吹き飛ばして掃除するなどを行っていました。このときに吹き飛ばしていた摩擦カスの中に人体に有害なアスベスト（白石綿）が含まれており、これを吸引してから約40年が経過した2007年、アスベスト吸引を原因とする悪性胸膜中皮腫という重い病気に罹患していることが分かりました。

判決は、羽根さんがホンダの子会社で働いていた1968～69年当時の整備工場が粉じん職場であり、しかもこの粉じんの中には人体に有害なアスベストが相当程度含まれていたこと。大企業であるホンダは羽根さんが勤務していた当時であってもアスベストが危険であることを十分に知ることができたこと。それにも関わらず、ホンダは粉じんを除去する手だても取らず、現場で働く整備工に対して保護具としてのマスクすら支給していなかったことをそれぞれ認定し、会社が従業員に対して尽くすべき安全配慮義務を怠ったとして、羽根さんの請求を認め、ホンダに対し、約5,440万円の損害賠償金の支払いを命じました。

アスベスト製品自体を製造している企業やアスベスト製品を直接取り扱う仕事について企業の責任を認める判決は過去にもありましたが、製品そのものではなく、材料にアスベストを含む部品を取り扱う企業に対してアスベスト被害の責任を認めた判決は画期的で、しかも、自動車関連企業の責任を認めたものはこの裁判が初めてのことです。

アスベスト労災に基づく損害

賠償請求訴訟の場合、訴えられた企業の主張は大きくふたつあります。ひとつは、会社が使っていたアスベストと原告の中皮腫との間に因果関係がないこと（他因の可能性）。もうひとつは、当時の会社にはアスベストが危険であるとの予見可能性もこれを避ける結果回避可能性もなく、そもそも会社には安全配慮義務違反がないということ。このふたつです。

ホンダもこのふたつの主張をしました。しかし、原告の羽根さんは、ホンダの子会社である整備工場を1969年に退職後、地元の岐阜県高山市に戻ってレストランを自営し、無農薬野菜を栽培する仕事に就いていました。また、自宅も木造の純日本家屋。アスベスト飛散地域での居住歴もありません。

もうひとつの主張に対しても、じん肺法が制定された1960年にはアスベストの危険性に関する知見が認められるというのが、近時の裁判例です。

東京地裁民事41部も、羽根さんの経歴から他因の可能性を否定し、安全配慮義務に関する予見可能性に関しても、じん肺法制定、つまり1960年には予見可能性があったと認定して、ホンダの責任を認めました。

ところが、ホンダが呈示した争点はそれだけではありません。まず、ホンダは、自動車部品に使われていたアスベストはクリソタイト（白石綿）であり、青石綿（クロシドライト）の500分の1の危険性しかない」と主張しました。また、ブ

レーキドラム内に溜まったアスベスト屑は、プレーキ内の熱で変質しており危険性はない等。きわめつけに、中皮腫の原因はアスベストではない!という主張まで繰り出してきました。

しかし、どれもこれも長い間のアスベスト研究や裁判の中で決着済みの話やそもそも根拠のない話です。まるで時計を引き戻したかのような主張が大展開されました。第一、クロシドライトと比べて、仮に危険性が500分の1だからと言って、それはあくまで程度の問題。クリソタイトが安全である根拠にはならないのは明らかです。もちろん、東京地裁もホンダのアスベスト無害論を一蹴しています。

この裁判は、提訴から判決まで1年8か月を要しました。しかし、ホンダがあらゆる論点で争う中で、1年8か月という比較的短い期間で第一審判決が出たことも画期的なことでした。

裁判が迅速に進行した理由のひとつに、当時、羽根さんと同じ職場で働いていた元同僚の協力があります。提訴のニュースがインターネットのニュースになり、それを見た元同僚たちが当時の作業実態について証人となることを名乗り出してくれました。それだけではありません。当時、整備の対象車であったホンダN360の現車を探し出し、部品を持って来てくれる人もいました。証言に立たなかった元同僚も、何か羽根さんの協力がしたいと、当時の整備工場の詳細な立体模型を作ってくれました。

このように多くの元同僚が支援してくれた理由は、羽根さんの人柄にあることはもちろん、皆、自分がホンダの整備工として働いていた誇りと、自分を育ててくれたホンダが技術だけではなく、そこで働く従業員にとっても一番の会社であって欲しいという思いを持っていたからに他なりません。この働く者たちの思いが裁判所を動かし、きわめて迅速な訴訟進行と、勝訴判決につながったのです。

この事件は、横浜法律事務所の三木恵美子、芳野直子、そして私、飯田学史の三人が羽根さんの代理人となり、これにアスベストユニオンの上泉さん、川本さんが加わって総勢五人が弁護団を組んで戦いました。

もちろん、この裁判を戦ったのは弁護団だけではありません。原告である羽根さんは当然ですが、熱心に裁判所に足を運んで毎回傍聴席を埋めて下さったユニオンの方々、羽根さんのニュースを聞いて羽根さんに励ましの手紙を送って下さった方々、ご自身が担当されたアスベスト裁判の資料を惜しみなく提供して下さった方々、宗一郎（ホンダ技研の創設者）が生きていたらホンダを叱りつけるに違いないと、自分のことのように事件を受け止めて下さっているホンダの元従業員の方々、この裁判を原告の側に立って支援して下さった皆さんの熱い気持ちに後押しされて事件を担当することが出来たことは、弁護士として何よりも嬉しく、心強いものでした。

残念なことに、ホンダは、地裁判決の当日に控訴しました。次は舞台を東京高等裁判所に移して、ホンダとのたたかいははじまります。

羽根さんの願いは、ホンダが、そこで働いていた全ての従業員に対して、健康診断を実施すること。そして、中皮腫で命を落とす人を増やさないこと。

この羽根さんの思いが現実にならざるやう、控訴審もしっかり戦っていきます。

弁護士・飯田学史
(横浜法律事務所)

判決をお聴きして

羽根英成

一審でいただいた判決は完全勝訴でした、それをいただくまでの日々は期待と不安の入り混じった複雑な心境でした。わたくし一人だけでなく、同じような境遇で苦しんでいる方々が他にも大勢おみえになり、残念ながらお亡くなりになった方々も沢山おみえになります。この病気は、自覚症状の無いまま進行し、発見が遅れ、有効な治療が出来ないままあつという間に無念な最期が訪れます。その過程をこの目で見つめてまいりました。

わたくし自身も、片方の肺胸膜全摘という大手術を受け、残った片方の肺に再発という現実を抱え、こんにちまで、20か月抗がん剤治療をうけています。発病してからやがて4年になろうとしています、とても危ない状況の

なか、何回にも及ぶ奇跡の連続で何とか命を繋いでいただいています。2010年7月、残った肺が気胸になり、緊急搬送された折には、意識不明、呼吸停止状態でもう数分遅れていたら死亡か、脳死状態でしたが、いくつかの条件が重なり奇跡的に命をいただいたばかりです。今までにどれだけ多くのお医者さん、看護師さん、医療スタッフの方々に支えていただいたことでしょうか。関わってくださった方々のお顔をすべて忘れることはありません。師、先輩、友人、まわりの方々、たくさんの方々が支えて下さいました。また、家内をはじめ、息子、娘、家族達、親戚の方々、力になっていただきました。心から感謝いたします。いまやわたくしは、自分であって、自分一人のものではありません。それほどたくさんの方々にお世話になって命を繋いでいただいています。

過去にアスベストに曝露したため、発病した重い病気、こんな理不尽なことでこんな辛い闘病を強いられ、自分の命を短くし、親や家族に迷惑をかけなくちゃならないなんて、わたくしの人生は一体何だったんだろうと、9か月に及ぶ辛い手術、抗がん剤、放射線の治療中苦しみ悩みました。アスベストと病気の因果関係も詳しく勉強しました。そして、この問題は泣き寝入りをしては駄目だ、声を上げなくては、と思いました。今でもアスベストという危険な物質が身近に存在しているということ。今後、若い人たちにアスベスト曝露をさせないためには、過去

にアスベストに曝露したと思われる方の検診の重要さ。病気の早期発見と適切な治療の重要さ。この重い病気の因果関係を作り上げた責任者の責任の明確化。この重い病気です苦しんだ挙句亡くなったご本人、ご家族。今まさに苦しんでいるご本人、ご家族、これの方々に対し、加害者は誠意ある謝罪と補償をすること。

こんな思いをどうしたら実現できるんだろう、そんな時、名古屋労災職業病研究会の存在を知りました。それからアスベストユニオン、神奈川シティユニオン、関西労働者安全センター、アスベストユニオン西日本へと広がり、長い間アスベスト問題に取り組み、被害者の救済にあたっておられる団体の支援を受けられることになりました。

当初は、組合を通じてHONDAと交渉しましたが、「羽根さんとは雇用関係がないから」と拒否され、団交には応じないが、本人もしくは法的代理人とならば話し合いに応じるというので、アスベストユニオンの川本さんに相談し、横浜法律事務所の三木先生にお願いし交渉していただくことになりましたが、HONDA代理人の、誠意を感じられない理不尽な対応で決裂しました。団交拒否につきましては、アスベストユニオンが神奈川県労働委員会に不当労働行為救済の申し立てをし、2009年8月に団交に応じるように命令を出しましたが、HONDAは中央労働委員会に再審査を申し立てました。

このままでは理不尽なままで終

わってしまいそうです。関係者一同の会議の結果、東京地方裁判所に提訴することに決めました。横浜法律事務所の三木先生、芳野先生、飯田先生は弁護団を結成して下さいました。アスベストユニオンの文執行委員長、川本書記長、神奈川シティユニオンの上泉執行委員、関西労働者安全センターの片岡事務局次長、名古屋労災職業病研究会の青木事務局員、アスベストユニオン西日本の中村委員長、傍聴席に駆けつけて下さった支援者の方々、友人達、家族。陰ながら支えてくれた多くの仲間、医療関係の方々…どれほど心強かったことでしょう。

40年も大昔のことなのに利害関係抜きで証人として法廷に立ってくれた上司の水野さん、先輩の原さん、同僚の豊田さん、本当にありがとう。心配してくれている大勢のOBの方々、本当にありがとう。そんな方々が口々に、「創業者が生きてくれたら、こんな恥ずかしいことにはならんだろうな」と。HONDA側の証人となられた上司、先輩、後輩の3人の方もありがとうございました。

今でも法廷の中で見聞きした事は鮮やかによみがえります。おだやかで、鋭いまなざしの裁判長、熱心な裁判官のお姿。理不尽なHONDA代理人の尋問の時などのいいがかり。時として激しく詰め寄る頼もしい我が弁護団の先生方。そして、不安と期待の入り混じった思いで聴いた判決の瞬間。その前に起きた、いい加減なHONDA代理人

の態度に対する、傍聴席の激しいやり取り。

勝訴！自分たちが訴えてきた事を司法に認めてもらえた。本当にありがたいと感謝し、安堵し、喜びました。自分一人だけの問題だけでなく、同じような境遇の方々のお力にもなれたと確信しています。泣き寝入りしないで勇気を持って声を上げていたのだと思います。提訴の時より、勝訴の時の方が圧倒的に多かった報道。反響が大きく、電話が鳴りっぱなし、携帯も鳴りっぱなし、出会う人々から声も掛けられました。外国メディアの取材も受けました。

HONDA代理人は即日控訴をしたと飯田先生にお聞きしましたが、想定内のこととはいえ、がっ

かりしたのが本音です。大企業はそうすることによって何かメリットがあるのでしょうか。確定までまだまだ時間がかかりそうです。いま一度、気を引き締めたいと思います。あらためまして、皆さまのお力をお借りしなければなりません。どうかよろしく願い申し上げます。

おかげさまでここまで来る事ができました。心からお礼を申し上げます、ありがとうございました。この病気を発病してからわたくしにしかできない、わたくしの使命があります。その使命を果たすためにも、体調の許す限り働く覚悟でいます。また、お声を



2011年1月20日
雪たくさんの高山市にて

中古印刷機で石綿に曝露

茨城●いまなお知らされていない危険

茨城県北茨城市のYさん(男性・61歳)は、1990年7月から市内の工業団地にある(株)JP社の(本社・大阪市)倉庫に勤めていた。

JP社は、中古印刷機の専門商社として業績を上げ、北茨城市内に3千坪の倉庫を保有し、全国で初めて中古印刷機のオークションセンターを開設した。全国から買い付けた中古の機械をここに集め、清掃・修理し、海外に輸出している。Yさんは、倉庫

の中で、中古の商業用オフセット輪転機、印刷機の清掃やメンテナンスの手伝いをしていた。

三菱や小森の輪転機、印刷機には、2000年以降まで石綿製品が使われていた。折機駆動装置や主駆動装置組立、ユニット間駆動装置のブレーキライニング、乾燥機脱臭装置のパッキンや断熱材・保温材などに、白石綿が使われている。

Yさんは同僚とともに、会社から石綿に関して何も知らされず、